

表 ダナン・ハイテクパークの優遇措置

法人税の優遇	新規投資プロジェクトを実施する企業は優遇税率10%を15年間適用される。さらに、ハイテクパーク内で3兆ドン(約150億円、1ドン=約0.005円)以上の資本規模を有する投資プロジェクトに対しては優遇税率10%が30年間にわたり適用される。 ※ホアラック・ハイテクパークの場合、優遇税率が30年間適用されるための条件は4兆ドン(2017年8月23日記事参照)。
法人税の減免	ハイテクパーク内で新規投資プロジェクトを実施する企業は4年間の法人税の免税とその後9年間の50%減税を適用される。
土地リース料の優遇	投資に関する法令で定める「投資特別優遇分野リスト」に該当するプロジェクトは、投資実施期間の全期間にわたり土地リース料が免除される。ハイテクパーク管理委員会によると、具体的には「投資発展が優先されるハイテク技術のリストおよび発展が奨励されるハイテク製品のリスト」について定めた政府決定66/2014/QD-TTg(政府決定13/2017/QD-TTgにて補足)に基づく投資プロジェクトが対象となる。 ※土地リース料が免除される場合でも、土地収用保障費を入居企業が負担する必要がある。ハイテクパーク管理委員会によると、具体的な金額は現在、算定中だが数万ドン程度となる見通し。
インフラ使用料の免除	インフラ使用料(～0.2ドル/m <sup>2</sup> /年)が最初の2年間免除される。 ※インフラ使用料は土地やインフラの整備・維持に対する対価であり、電気料金、排水処理料金などは含まれずそれらは別途支払う必要がある。
非農地使用税の免除	全期間に対して非農地使用税が免除される。
関税に関する優遇	投資プロジェクトの固定資産の形成のための輸入に対する関税が免除されるとともに、生産開始日から5年間は、ベトナム国内で生産できない原料、物資、部材の輸入に対する関税が免除される。
ビザに関する優遇	ハイテクパーク内で働く外国人投資家や専門家、労働者およびその家族(父母、配偶者、18歳未満の子供)に対しては必要な数次ビザが発給される。

(出所)政令04/2018/ND-CPおよび、ハイテクパーク管理委員会へのヒアリングを基に作成